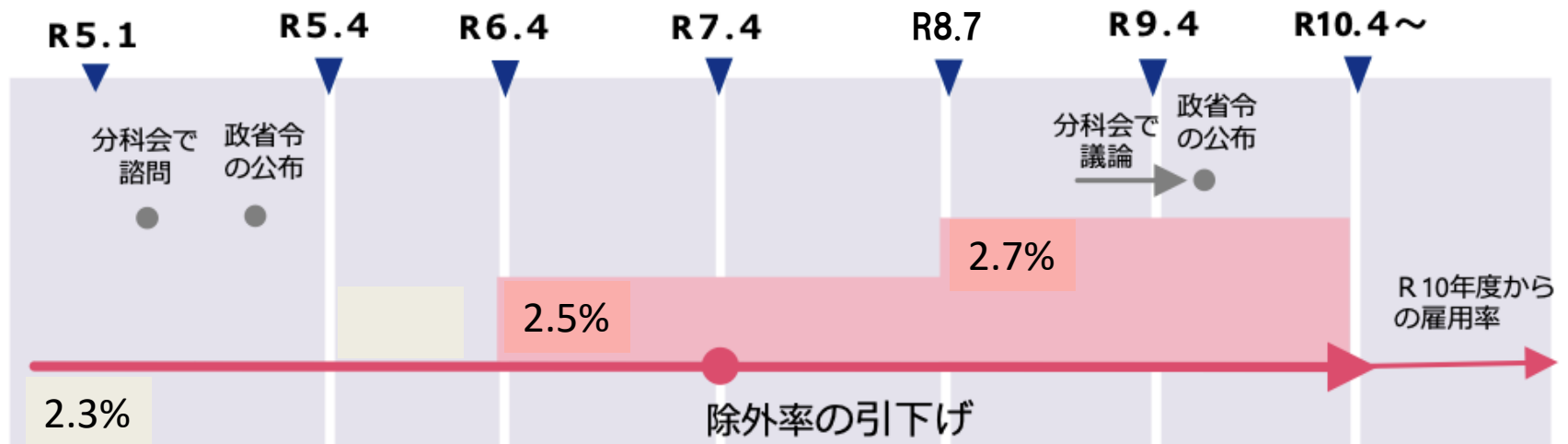


法定雇用率の引上げと除外率の引下げ

法定雇用率は5年に1回、障害者の雇用状況を踏まえて見直しが行われており、令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%に引き上げられる(独立行政法人等では2.8%、3.0%に引き上げ)。

経過措置として存続している除外率制度は、段階的に縮小されてきているが、医療業の除外率は令和7年4月に30%から20%に10ポイント引き下げられる。



【従業員数が変わらなくても雇用必要数は増加する】

法定雇用率の引上げと除外率の引下げの影響

常用労働者数
150人規模

2人(2人)

令和5年4月
法定雇用率:2.3%
除外率:30%



2人(2人)

令和6年4月
法定雇用率:2.5%
除外率:30%



3人(3人)

令和7年4月
法定雇用率:2.5%
除外率:20%



3人(3人)

令和8年7月
法定雇用率:2.7%
除外率:20%

常用労働者数
400人規模

6人(7人)



7人(7人)



8人(8人)



8人(9人)

常用労働者数
700人規模

11人(12人)



12人(13人)



14人(15人)



15人(16人)

注:()内は法定雇用率が0.3ポイント高い地方公共団体や独立行政法人の雇用必要数